

(指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護)

特別養護老人ホーム あゆみえん
重要事項説明書

東京都指定1372800415号

令和6年8月16日改定

【目次】

1. 施設経営法人	1
2. 施設の概要	1
3. 法人理念・方針	1
4. 施設運営の方針	1
5. サービスの内容	2
6. 利用料金	3
7. サービスに利用方法	4
8. 緊急時の対応方法	5
9. サービス内容に関する相談・苦情	5
10. 非常災害時対応	6
11. 守秘義務に関する対策	6
12. 身体拘束の禁止	6
13. 医療体制	6
署名、捺印	7

社会福祉法人 徳心会

特別養護老人ホーム あゆみえん

特別養護老人ホームあゆみえん重要事項説明書

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人徳心会
- (2) 法人所在地 東京都三鷹市下連雀三丁目26番12号
- (3) 代表者氏名 理事長 関根 陸雄
- (4) 設立年月日 平成2年3月20日

2. 施設の概要

(1) ご利用施設

- ① 施設名 特別養護老人ホームあゆみえん
- ② 指定番号 東京都1372800415号
- ③ 所在地 東京都青梅市新町9丁目2153番地3
- ④ 管理者 岸田 和代
- ⑤ 電話番号 0428-30-5550
- ⑥ F A X 0428-30-5570
- ⑦ 開設年月日 平成3年4月20日
- ⑧ 定員 168名(特養) 24名(短期入所生活介護)

3. 法人理念・方針

【理念】

「働き易い職場を創り、快適なサービスを提供する。」

【方針】

- (1) 利用者の意向を尊重して、多様な介護サービスを提供する。
- (2) 利用者が個人の尊厳を保持しながら、「その人らしさ」を大切にした、自立した生活を地域社会において、営むことができるように支援する。
- (3) 気づき、創意を発揮し、介護サービスの質及び顧客満足の向上に努める。
- (4) 高い公共性・倫理性を旨として、事業経営の透明性を確保する。
- (5) 民間社会福祉事業の主たる担い手として、先駆性・独自性を発揮し、専門性の高い職員資質の向上に努める。

4. 施設運営の方針

- (1) 「いつでも、どこでも、だれでも」利用可能なサービス提供を目指します。
- (2) 社会福祉法人運営施設の独自性を主張します。
- (3) 安心・安全な「居場所」づくりを目指します。
- (4) 笑顔のあふれる「居心地」の良さを目指します。
- (5) プロフェッショナルな仕事を提供します。
- (6) 地域に開かれた運営とサービスを提供します。

5. サービスの内容

(1) 配置基準

職種	配置人数	備考
管理者 (兼務)	1名	管理者
医師 (非常勤)	1名以上	健康管理・療養上の指導を行うために必要な数
生活相談員 (常勤兼務)	2名以上	申し込みの調整、介護職員等に対する指導他
介護職員 (常勤兼務)	59名以上	介護職員・看護職員 利用者：職員＝3：1名以上
看護職員 (常勤兼務)	5名以上	
機能訓練指導員 (常勤兼務)	1名以上	機能訓練の実施・指導にあたる
管理栄養士 (常勤兼務)	1名以上	管理栄養士 1名以上 食事の提供・献立、栄養指導等を行う
介護支援専門員	2名以上	施設サービス計画書の作成、介護職員等に対する指導他

(2) 勤務体制

当施設では上記の配置基準を遵守しています。職員配置の勤務体制は以下のとおりです。

職種	勤務体制	
医師	毎週月曜日13：00～15：00・水曜日9：30～11：30	
生活相談員	8：30～17：30	2名
介護支援専門員	8：30～17：30	2名
介護職員	早番：7：00～16：00	16名
	日勤：8：30～17：30	1名以上
	遅番：13：00～22：00	16名
	夜勤：21：30～7：30	8名
看護職員	8：30～17：30	5名
機能訓練指導員	8：30～17：30	2名
管理栄養士	8：30～17：30	1名

(3) 利用定員・営業時間

利用定員	定員 24名 (他空床利用 10名まで可)
営業日	年中無休 (365日)
営業時間	24時間
その他	入退居の時間は、原則として9：00～17：00とします。

(4) 開設日 平成8年4月1日

(5) サービス内容

- | | |
|-------|-----------|
| ①食事 | ②入浴 |
| ③排泄 | ④リハビリ |
| ⑤送迎 | ⑤生活相談 |
| ⑥健康管理 | ⑦レクリエーション |

(6) 設備の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は全室個室となっております。

居室・設備の種類	室数	備考
居室（個室）	192 室	2階 48 室（うちショートステイ 24 室）・3階 48 室・4階 48 室・5階 48 室
共同生活室	16 室	2階 4 室・3階 4 室・4階 4 室・5階 4 室
浴室	18 室	3階・5階 機械浴室
医務室	1 室	4階に 1 室

(7) 施設利用に当たって留意事項

①面会

9：00～17：30 とさせていただきます。

上記時間以外の面会は事前にご連絡いただければ可能です。

②外出

外出は自由ですが、必ず事前に職員に連絡をください。

③飲酒

飲酒は利用者の意思に任せ自由です。

④喫煙

敷地内は禁煙となっております。

⑤金銭、貴重品の管理

自己管理できない方については当方で管理することができます。

⑥所持品の持ち込み

衣類、靴、洗面用具、等の他にテレビ、ラジオ、本等の娯楽品の持ち込みも可ですが他の利用者に迷惑となる物は遠慮ください。

⑦施設外での受診

外出と同様事前に連絡をください。

⑧ペット

不可。

6. 利用料金

(1) 利用料金

指定短期入所生活介護の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護サービスにかかる費用の1割～3割、居住費、食費に要する費用として別に定める利用料の合計額とする。(別表参照)

ただし、介護保険の適用がない場合や介護保険での給付範囲を超えた介護サービス費は、全額が自己負担となります。

(2) キャンセル料

利用開始前に利用者の都合でサービスを中止する場合、原則としてキャンセル料は徴収しません。但し、必ず連絡をお願いします。

(3) 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退居する場合、退居までの日数を基に計算します。

※以下の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・ 中途退居を希望した場合
- ・ 利用開始日の健康チェックの結果、入院が必要な疾病が発生した場合
- ・ 利用中に入院が必要となった場合
- ・ 他の利用者の生命または、健康に重大な影響をあたえる行為があった場合

(4) 支払い方法

支払い方法は、指定口座による自動引き落としで行ないます。

利用翌月 27 日に、指定いただいた銀行口座より自動的に引き落とされます。支払いを受けた後、領収証を発行します。但し、27 日が土、日曜日、祝日の場合は翌日または、翌々日になります。

7. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

利用期間決定後利用開始前に契約を締結いたします。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員に連絡をお願いします。

(2) サービス利用契約の終了

①利用者の都合でサービス利用契約を終了する場合実際に短期入所生活介護を利用中でなければ、文書での申し出によりいつでも解約することができます。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。その際、以後の予約は無効になります。

- ・ 介護保険施設に入所した場合。
- ・ 利用者が永眠された場合。
- ・ 介護保険給付でサービスを受けている利用者の要介護認定区分が、非該当と認定された場合。

③その他

- ・ 利用者が、サービス利用料金の支払いを 1 カ月以上遅延し、料金を支払うよう催告

したにもかかわらず14日以内に支払わない場合。

- ・利用者や家族などが当施設や当施設の職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行なった場合。

上記の場合には文書で通知することにより、サービス利用契約を終了します。

- ・やむを得ない事情により、施設を閉鎖もしくは縮小する場合。

上記の場合については30日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了し利用が出来なくなる場合があります。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

8. 緊急時の対応方法

利用者に様態の変化等があった場合、サービス提供にあたり事故が発生した場合は、家族の方、市区町村に速やかに連絡をするほか、医師に連絡する等必要な処置を講じます。

緊急連絡先

氏名	
続柄	
住所	
電話連絡先①	
電話連絡先②	

9. サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当施設利用者相談・苦情担当

サービス相談窓口	
担 当 部 署	相談課
電 話 番 号	TEL. 0 4 2 8 - 3 0 - 5 5 5 0
受 付 時 間	9 : 00 ~ 17 : 00

(2) その他

当施設では、第三者委員を設置し、相談・苦情を受け付けています。

社会福祉法人徳心会 第三者委員	
内田アキ子 氏	TEL 0 4 2 8 - 2 7 - 4 8 9 2
田端 里司 氏	TEL 0 4 2 3 - 7 2 - 9 6 8 4

当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

〈区市町村名〉青梅市

TEL 0428-22-1111

〈公 法 人〉東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口

TEL 03-6238-0177

10. 非常災害対策

特別養護老人ホームあゆみえんでは、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を整えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき訓練を行ないます。

11. 守秘義務に関する対策

特別養護老人ホームあゆみえんの職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

12. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の事由を制限するような身体拘束は行ないません。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

13. 医療体制

(1) 園内の看護体制

看護職員は、月曜日から日曜日の8:30から17:30まで勤務しています。但し、夜間、土曜日、日曜日はいつでも駆けつけられるように常時待機しています。

利用者の健康管理を中心に処方薬の管理、軟膏処置、傷などの消毒、包帯交換、点眼、経管栄養の管理等を行なっています。

指定短期入所生活介護および指定介護予防短期入所生活介護のご利用にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者

所在地 東京都青梅市新町9丁目2153番地3
名称 社会福祉法人徳心会
特別養護老人ホーム あゆみえん
園 長 岸田 和代 ㊞

説明者 氏名 _____ ㊞

私は、契約書および本書面により、事業者から短期入所生活介護についての重要事項の説明を受けました。

〈利用者〉 住所 _____

氏名 _____

代筆者 身元保証人

その他 _____

〈身元保証人〉 住所 _____

氏名 _____

(別 表)

(1) 指定短期入所生活介護

① 介護サービス費 (上段 1割負担、中段 2割負担、下段 3割負担)

要介護度	1日あたりの自己負担額		
	ユニット型個室		
要介護度 1 (704単位)	762円/日		
	1,525円/日		
	2,287円/日		
要介護度 2 (772単位)	836円/日		
	1,672円/日		
	2,508円/日		
要介護度 3 (847単位)	917円/日		
	1,835円/日		
	2,752円/日		
要介護度 4 (918単位)	994円/日		
	1,988円/日		
	2,983円/日		
要介護度 5 (987単位)	1,069円/日		
	2,138円/日		
	3,207円/日		

② 体制加算 ※1

項目	1日あたりの自己負担額		
夜勤職員配置加算 (Ⅱ) (18単位)	20円/日		
	39円/日		
	59円/日		
夜勤職員配置加算 (Ⅳ) (20単位)	22円/日		
	44円/日		
	65円/日		
機能訓練指導員体制加算 (12単位)	13円/日		
	26円/日		
	39円/日		
看護体制加算 (Ⅰ) (4単位)	5円/日		
	9円/日		
	13円/日		

看護体制加算 (Ⅱ) (8単位)	9円/日
	18円/日
	26円/日
看護体制加算 (Ⅲ) (6単位)	7円/日
	13円/日
	20円/日
看護体制加算 (Ⅳ) (13単位)	15円/日
	29円/日
	43円/日
認知症専門ケア加算 (Ⅰ) (3単位)	4円/日
	7円/日
	10円/日
認知症専門ケア加算 (Ⅱ) (4単位)	5円/日
	9円/日
	13円/日
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) (22単位)	24円/日 ※2
	48円/日 ※2
	72円/日 ※2
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) (18単位)	20円/日 ※2
	39円/日 ※2
	59円/日 ※2
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) (6単位)	7円/日 ※2
	13円/日 ※2
	20円/日 ※2

※1 施設の職員体制に応じて加算されるものとされないものがあります。

※2 サービス提供体制加算(Ⅰ)～(Ⅲ)はいずれか一つのみの算定となります。

③ 個別加算※1

項目	自己負担額
送迎加算（片道） （184単位）	200円／回 ※2
	399円／回 ※2
	598円／回 ※2
療養食加算 （8単位）	9円／食 ※3
	18円／食 ※3
	26円／食 ※3
認知症行動・心理症状緊急対応加算 （200単位）	217円／日 ※4
	434円／日 ※4
	650円／日 ※4
若年性認知症利用者受入加算 （120単位）	130円／日
	260円／日
	390円／日
個別機能訓練加算 （56単位）	61円／日 ※5
	122円／日 ※5
	182円／日 ※5
医療連携強化加算 （58単位）	63円／日
	126円／日
	189円／日
緊急短期入所受入加算 （90単位）	98円／日 ※6
	195円／日 ※6
	293円／日 ※6
在宅中重度者受入加算（Ⅰ） （421単位）	456円／日
	912円／日
	1,368円／日
在宅中重度者受入加算（Ⅱ） （417単位）	452円／日
	904円／日
	1,355円／日
在宅中重度者受入加算（Ⅲ） （413単位）	448円／日
	895円／日
	1,342円／日
在宅中重度者受入加算（Ⅳ） （425単位）	461円／日
	921円／日

	1,381円／日
生活機能向上連携加算（Ⅰ） （100単位）	109円／月
	217円／月
	325円／月
生活機能向上連携加算（Ⅱ） （200単位）※7（+100単位）	217円（109円）／月 ※7
	434円（217円）／月 ※7
	650円（325円）／月 ※7
長期利用者提供減算 （30単位）	▲33円／日 ※8
	▲65円／日 ※8
	▲98円／日 ※8

- ※1 利用者の状況に応じて加算されるものと加算されないものがあります。
- ※2 通常の実施地域は通常の送迎実施地域は青梅市、羽村市、福生市、昭島市、瑞穂町、西東京市、飯能市、入間市、東大和市、あきる野市ですが、この他の地域も相談に応じます。
- ※3 1日に3回を限度に料金がかかります。
- ※4 入居日から7日間を限度に料金がかかります。
- ※5 訓練実施日に算定されます。
- ※6 入居日から14日間を限度に料金がかかります。
- ※7 個別機能訓練加算を算定している場合は（ ）内の料金が加算されます。
- ※8 短期利用が連続して30日を超える場合、31日目以降に算定します。

④ 介護職員等処遇改善加算Ⅱ

①～③までの合計額に13.6%相当の介護職員等処遇改善加算が加わります。

(2) 指定介護予防短期入所生活介護

①介護サービス費（上段 1割負担、中段 2割負担、下段 3割負担）

① 項目	1日あたりの自己負担額	
	ユニット型個室	
要支援1 (529単位)	573円/日	
	1,146円/日	
	1,719円/日	
要支援2 (656単位)	710円/日	
	1,421円/日	
	2,131円/日	

② 体制加算※1

項目	1日あたりの自己負担額
機能訓練指導員体制加算 (12単位)	13円/日
	26円/日
	39円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (22単位)	24円/日 ※2
	48円/日 ※2
	72円/日 ※2
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (18単位)	20円/日 ※2
	39円/日 ※2
	59円/日 ※2
サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (6単位)	7円/日 ※2
	13円/日 ※2
	20円/日 ※2
認知症専門ケア加算(Ⅰ) (3単位)	4円/日
	7円/日
	10円/日
認知症専門ケア加算(Ⅱ) (4単位)	5円/日
	9円/日
	13円/日

※1 施設の職員体制に応じて加算されるものとされないものがあります。

※2 サービス提供体制加算(Ⅰ)～(Ⅲ)はいずれか一つのみの算定となります。

※3 区分支給限度額基準額を超えてのサービス利用の場合、保険適用外となります。

③ 個別加算※1

項目	自己負担額
送迎加算（片道） （184単位）	200円／回 ※2
	399円／回 ※2
	598円／回 ※2
療養食加算 （8単位）	9円／食 ※3
	18円／食 ※3
	26円／食 ※3
認知症行動・心理症状緊急対応加算 （200単位）	217円／日 ※4
	434円／日 ※4
	650円／日 ※4
若年性認知症利用者受入加算 （120単位）	130円／日
	260円／日
	390円／日
個別機能訓練加算 （56単位）	61円／日 ※5
	122円／日 ※5
	182円／日 ※5
生活機能向上連携加算（Ⅰ） （100単位）	109円／月
	217円／月
	325円／月
生活機能向上連携加算（Ⅱ） （200単位）※6（+100単位）	217円（109円）／月 ※6
	434円（217円）／月 ※6
	650円（325円）／月 ※6

※1 利用者の状況に応じて加算されるものと加算されないものがあります。

※2 通常の実施地域は通常の送迎実施地域は青梅市、羽村市、福生市、昭島市、瑞穂町、西東京市、飯能市、入間市、東大和市、あきる野市ですが、この他の地域も相談に応じます。

※3 1日に3回を限度に料金がかかります。

※4 入居日から7日間を限度に料金がかかります。

※5 訓練実施日に算定されます。

※6 個別機能訓練加算を算定している場合は（ ）内の料金が加算されます。

④ 介護職員等処遇改善加算Ⅱ

①～③までの合計額に13.6%相当の介護職員処遇改善加算が加わります。

また、医療保険対象外の経管栄養に伴う材料費については実費で料金がかかります。

(3) 滞在費

利用いただく居室により、1日あたり以下の料金がかかります。なお、利用者の所得に応じた負担限度額軽減制度の適用により、段階別に料金が設定されています。

負担限度額	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
ユニット型個室 (要介護)	880円	880円	1,370円	2,400円
ユニット型個室 (要支援)				

(4) 食費

1食あたり以下の料金がかかります。なお、利用者の所得に応じた負担限度額軽減制度の適用により、段階別に料金が設定されています。

朝食…420円 昼食…620円 夕食…580円

負担限度額	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食費個人 負担の上限	300円	600円	1,000円	1,300円	1,620円

(5) 日常生活費

介護以外の日常生活にかかる諸費用は、実費でお支払い頂きます。

個人使用の日用品（ティッシュペーパー、歯ブラシ、歯磨き粉等）持参してください。

喫茶利用料などは、自己負担となります。

(6) その他料金

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で、ご契約者に負担いただくことが適当であるものについては、その実費をご負担いただきます。おむつ代は介護保険給付対象になっていますのでご負担の必要はありません。